加古川市ＤＶ防止・被害者等支援計画

（加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画）

（加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画）

（案）

加 古 川 市

目　次

第１章　計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　１　計画策定の趣旨 ・・ １
　２　計画におけるＤＶ及び困難な問題を抱える女性の定義 ・・・・・・・・・・ ２
　３　計画における被害者等の定義及び支援対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
　４　計画の位置づけ ・・ ４
　５　計画の期間 ・・ ４
　６　これまでの経過 ・・ ５

第２章　ＤＶに関する動向及び市の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　１　ＤＶ等の困難な問題を抱える女性への支援に関する市民の意識 ・・ ６
　２　ＤＶ等の困難な問題を抱える女性を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・ ７
　３　第３期計画（Ｒ３～Ｒ８）の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第３章　計画の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　１　基本理念・基本目標 ・・ 20
　２　計画の体系 ・・ 22

第４章　施策の展開 ・・ 24
　基本目標１　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　基本目標２　相談体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
　基本目標３　被害者等の安全の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
　基本目標４　被害者等の自立支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

資料編 ・・ 40

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：直訳すると「家庭内暴力」を意味する。明確な定義はなく、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いが、親子間の暴力まで含めた意味で使われる場合もある。

※2 ＬＧＢＴＱ＋：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングなど、性的指向や性自認が少数である人々を表す言葉であり、「＋」は多様な性のあり方を含む。

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

すべての人が安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止するとともに、様々な困難な問題を抱える人が必要な支援につながることができる、切れ目のない取組が必要です。特に、配偶者等からの暴力（以下、「ＤＶ※1」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、こどもの面前で行われるＤＶは、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える児童虐待にも該当することから、決して許されるものではありません。ＤＶは、家庭内で行われることが多く外部からの発見が困難であり、潜在化しやすい傾向があります。また、ＤＶの被害者は女性が多い傾向にあるものの、男性やＬＧＢＴＱ＋※2 など、多様な背景を持つ人が被害を受ける場合もあり、性別等にかかわらず必要な支援につなげることが重要です。

国は、平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。）」を制定し、ＤＶの通報・相談・被害者の保護・自立支援等の体制整備を進めてきました。

本市では、平成 23 年３月に「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力相談支援センター※3 の設置をはじめ、相談体制の充実、被害者の安全確保、自立に向けた支援など、ＤＶ防止及び被害者支援に関する取組を総合的に推進してきました。また、これまで第３期まで計画改定を行い、啓発などによるＤＶ防止対策から自立支援までの切れ目のない施策を推進し、市民にとって身近な相談窓口としての機能充実に取り組んできました。

一方で、女性を取り巻く課題は、ＤＶ、性暴力、生活困窮、家庭関係の不和、孤独・孤立など、多様化・複雑化・複合化し、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思を尊重した包括的な支援が求められています。こうした状況を踏まえ、令和６年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）」が施行され、基本計画の策定が市の努力義務として規定されました。また、国の基本方針において、困難な問題を抱える女性への支援に関する計画は、政策的に関連の深いＤＶ防止法に基づく市町村基本計画等と一体的に策定することができるとされました。このたびの第３期計画の期間満了に伴い、政策的に関連の深い両計画を一体化して第４期計画として策定し、計画名称を「加古川市ＤＶ防止・被害者等支援計画」と改称します。また、ＤＶ被害者への支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体的に推進することから、これらの支援対象者を「被害者等」と表記します。

本計画では、行政や関係機関だけでなく、地域全体が暴力や困難な状況に気付き、必要な支援につなげることができる環境づくりを進めます。

※3 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力全般に関する相談窓口として、都道府県及び市町村に設置されており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、自立のための情報提供など、被害者の支援や援助などを実施する機関。

２　計画におけるＤＶ及び困難な問題を抱える女性の定義

（１）ＤＶとは

ＤＶ防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、配偶者には、元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者のほか、同法が準用する「生活の本拠を共にする又はしていた交際相手」も含むとされています。

本計画では、ＤＶ防止法で規定する「配偶者からの暴力」に加え、ＤＶ防止法の根拠を要しない施策については、「生活の本拠を共にしない交際相手又は交際相手であった者からの暴力」も含めて施策を推進します。

また、暴力の範囲については、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など様々な暴力が含まれます。

身体的暴力…殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつける、凶器をからだにつきつける等

精神的暴力…大声でどなる、ののしる、無視する、生活費を渡さない、仕事をさせない、実家や友人との付き合いを制限する、電話やメールを勝手にチェックする等

※生活費を渡さないなどは「経済的暴力」、人との付き合いを制限するなどは「社会的暴力」に分類される場合もあります。

性的暴力　…望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する等

（２）困難な問題を抱える女性とは

本計画における「困難な問題を抱える女性」とは、困難女性支援法に規定する「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を指し、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず支援の対象とします。

３　計画における被害者等の定義及び支援対象者

（１）被害者等とは

本計画では、ＤＶ被害者への支援に加え、困難な問題を抱える女性への支援を一体的に推進することから、これらの支援の対象となる人を「被害者等」と表記します。

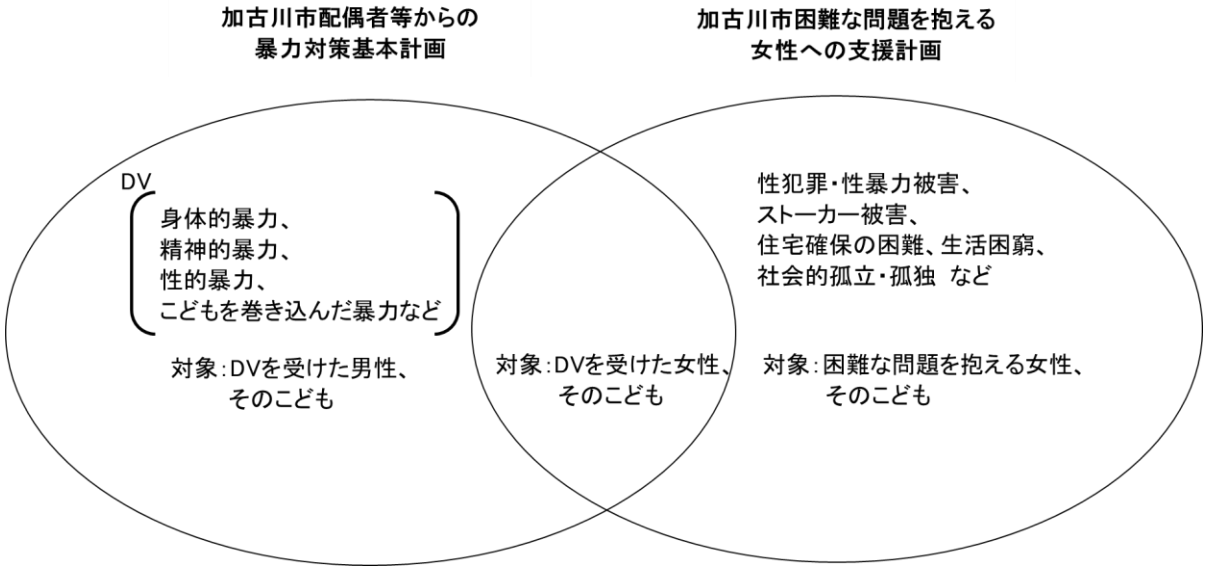
なお、「被害者等」は、本計画における支援対象者を総称する表現であり、ＤＶ被害者だけでなく、様々な事情により支援を必要とする女性を含みます。

（２）支援対象者

区分	支援対象者の具体例
加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画	配偶者や交際相手等から暴力を受けた人（性別は問わない）
加古川市困難な問題を抱える女性への支援計画	ＤＶ被害者、性犯罪・性暴力被害者、ストーカー被害者、住宅確保要配慮者、性的搾取や売春を強いられるなど過去に婦人保護事業の対象となっていた人、親等から虐待を受けている人、生活困窮者、社会的孤立・孤独、その他困難な問題を抱える女性 ※性自認が女性であるトランスジェンダーの人については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、ほかの支援対象者にも配慮しつつ、関係機関と連携しながら可能な支援を検討します。

※ＤＶ被害者や困難な問題を抱える女性のこどもについても、心的外傷へのケアや相談支援等が必要となる場合があることから計画の対象とします。

本計画における支援対象範囲のイメージ

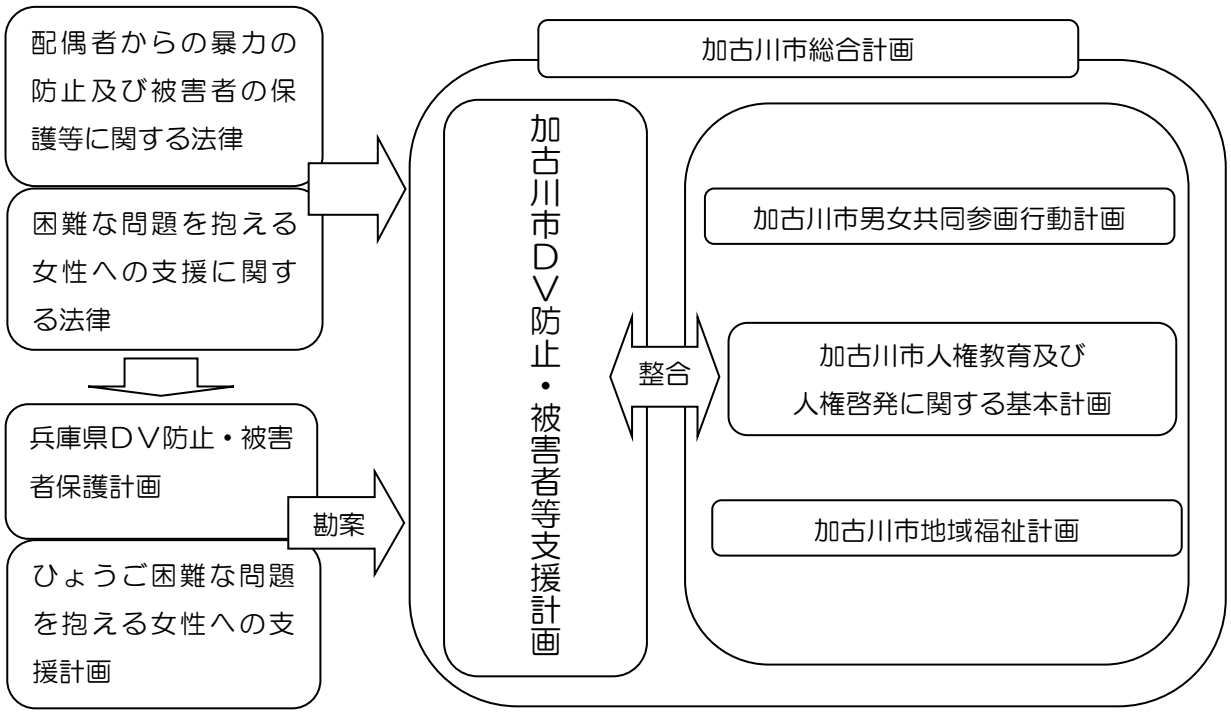


４　計画の位置づけ

この計画は、ＤＶ防止法第２条の３第３項に基づく基本計画及び困難女性支援法第８条第３項に基づき策定するものです。

国が示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」、兵庫県が策定する「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画」「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」等を踏まえ、本市におけるＤＶ対策及び困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の方向を示します。

本計画の策定にあたっては、「加古川市総合計画」をはじめ、「加古川市男女共同参画行動計画」、「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」、「加古川市地域福祉計画」など、関連する分野別計画との整合を図りながら、施策を推進します。



５　計画の期間

この計画の期間は、令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。ただし、計画期間中に法律及び基本方針、また、本市の上位関連計画が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

６　これまでの経過

本市では、平成 18 年３月に「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、その重点目標の一つに「性の尊重と暴力の根絶」を掲げました。とりわけ、女性に対する暴力を根絶するための基盤づくりとして、啓発、相談、被害者の自立支援などの事業に取り組んできました。

平成 23 年３月には「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、平成 24 年４月に「加古川市配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど、ＤＶの防止啓発、相談・保護から自立支援までの一連の流れを確立し、総合的かつ一体的なＤＶ対策に取り組みました。

また、平成 25 年７月の（平成 26 年１月施行）「ＤＶ防止法」の改正により、法律の適用対象が拡大され、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について準用することとなり、平成 28 年３月には「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」と改称した第２期計画を策定しました。

第２期計画の期間においては、相談窓口の周知が進むなどにより、被害者のＤＶ相談件数の増加につながりました。また、平成 29 年１月には庁内ＤＶ対策連絡会議を設置し、本計画の総合的かつ効率的な推進を図り、ＤＶの防止及び被害者の支援に必要な連絡調整を行いました。

また、第３期計画では、第２期計画までの取組を継承しながら、啓発などによるＤＶ防止対策から相談、安全確保、自立支援までの切れ目のない施策を推進するとともに、相談体制の充実や関係機関との連携強化に取り組んできました。

一方で、ＤＶ被害に加え、生活困窮、家庭関係の不和、孤独・孤立など、複合的な課題を抱える相談も見られるなど、支援ニーズは複雑化・多様化しています。被害者等の多様な相談ニーズに対応するため、これまで以上に関係機関や地域との連携を強化し、包括的な支援体制を構築することが求められています。

第２章　ＤＶ等に関する動向及び市の取組状況

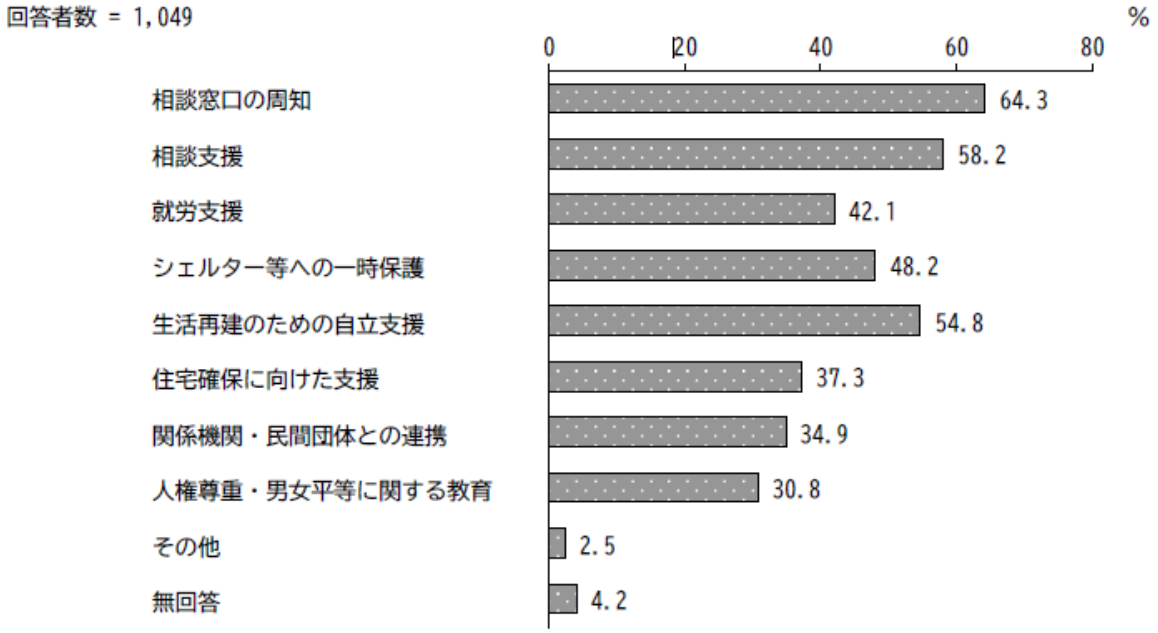
１　ＤＶ等の困難な問題を抱える女性への支援に関する市民の意識

加古川市男女共同参画に関する市民意識調査では、困難な問題を抱える女性を支援するために必要なこととして、相談窓口の周知（64.3%）や相談支援（58.2%）、生活再建のための自立支援（54.8%）など、様々な取組が求められていることが分かります。

困難な問題を抱える女性は、ＤＶ、性暴力、生活困窮、家庭関係の不和、孤独・孤立など、複数の課題を抱えている場合があり、単一の支援だけでは十分に対応できないケースもあります。

そのため、相談者一人ひとりの状況や意思を尊重しながら、相談窓口の周知、関係機関との連携強化など必要な支援へ確実につなぐ包括的な支援体制の構築が重要です。

図１　困難な問題を抱える女性を支援するために必要なこと

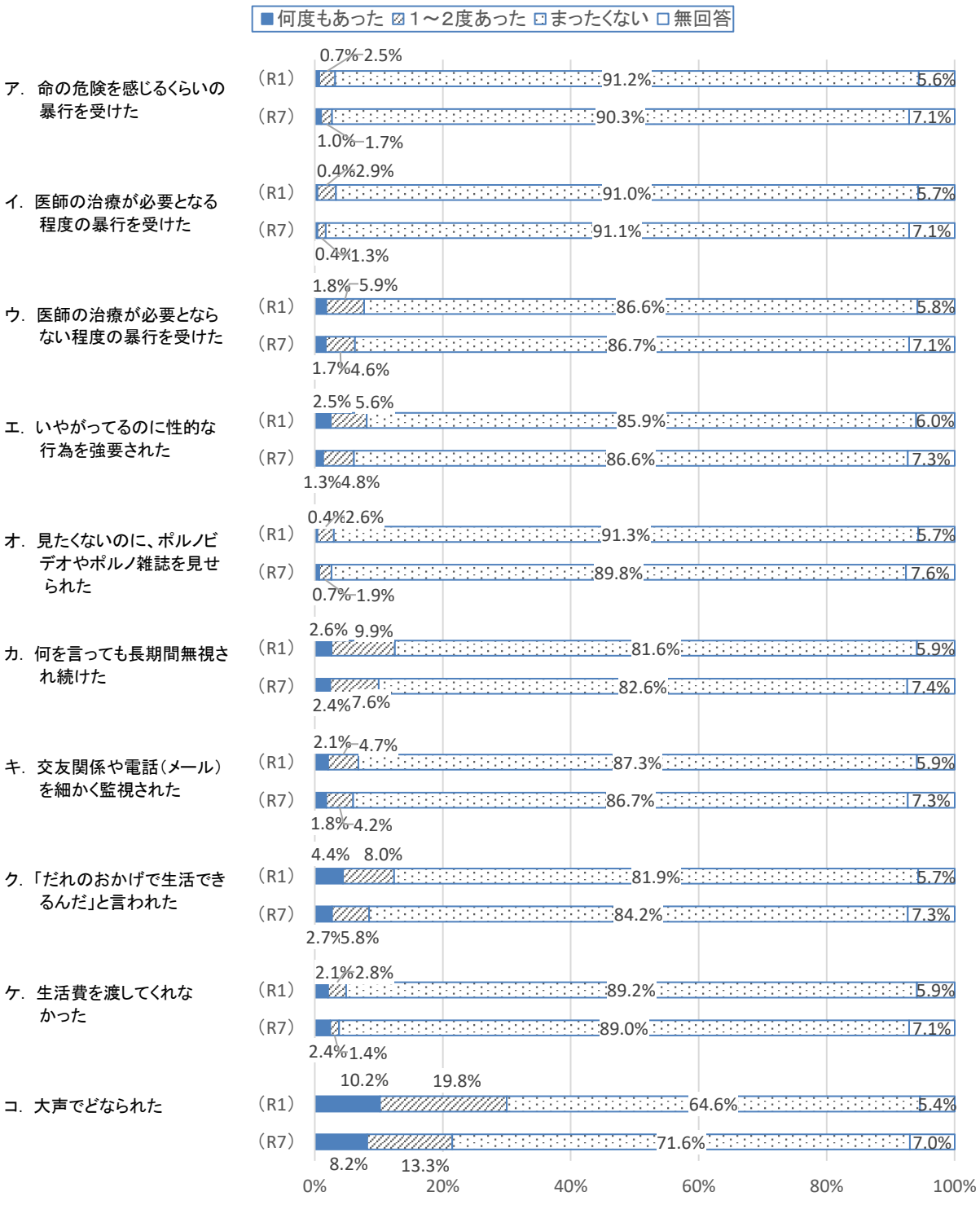


資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市　令和７年度）

２　ＤＶ等の困難な問題を抱える女性を取り巻く状況

加古川市男女共同参画に関する市民意識調査から、各項目において少数ではありますが、複数回にわたり同様の被害を受けるケースがある一方、多くの項目で「まったくない」と回答した割合は前回調査より増加しています。

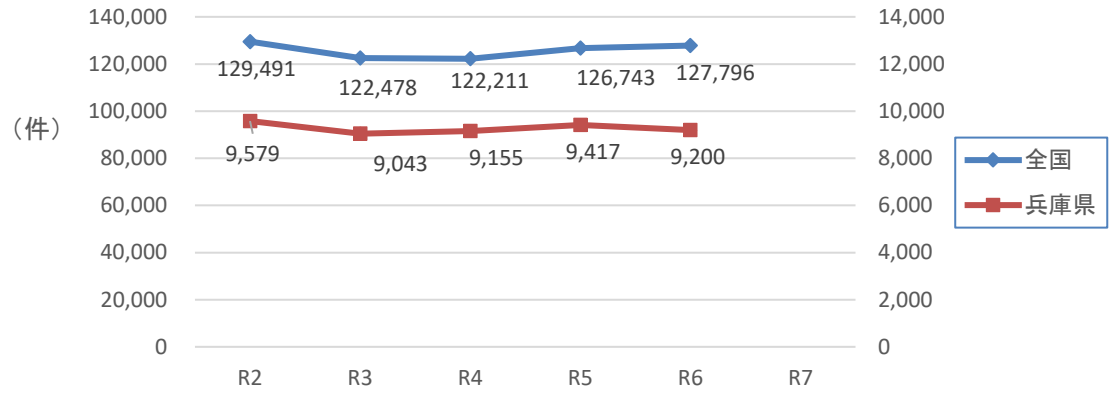
図２　ＤＶを受けた経験



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市　令和７年度）

全国や県においては、配偶者暴力相談支援センターや警察が対応した暴力相談等の相談件数が、増加傾向にあります。

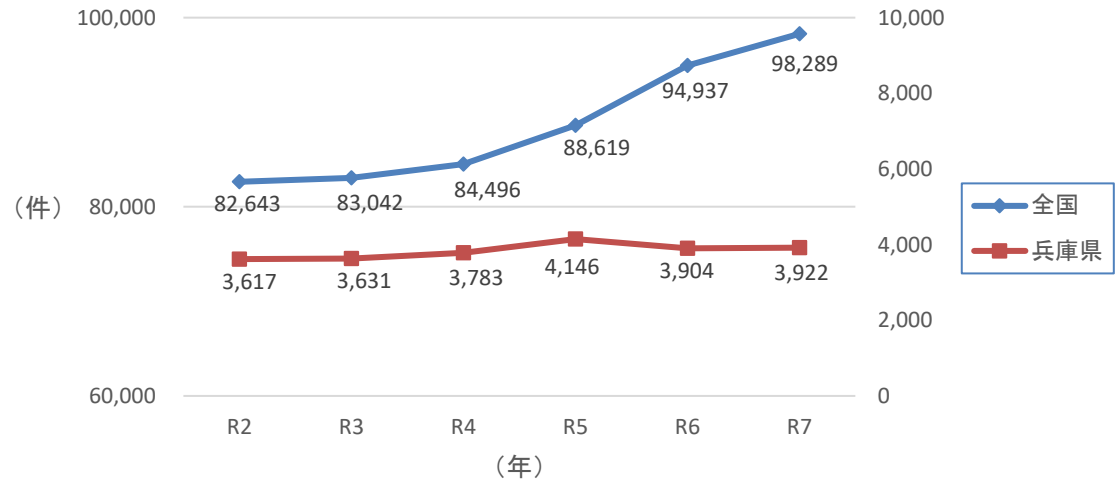
図３　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



令和７年度の数値は公表され次第、図に反映します
（公表は 12 月下旬の予定）

資料：内閣府調べ

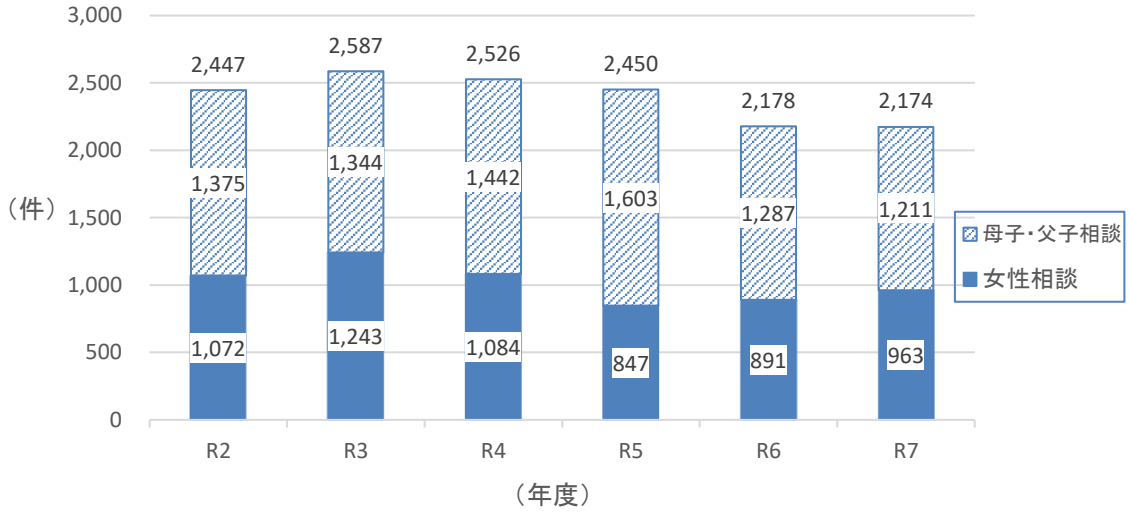
図４　警察における暴力相談等の対応件数



資料：全国は警察庁調べ　　兵庫県は兵庫県児童家庭課調べ

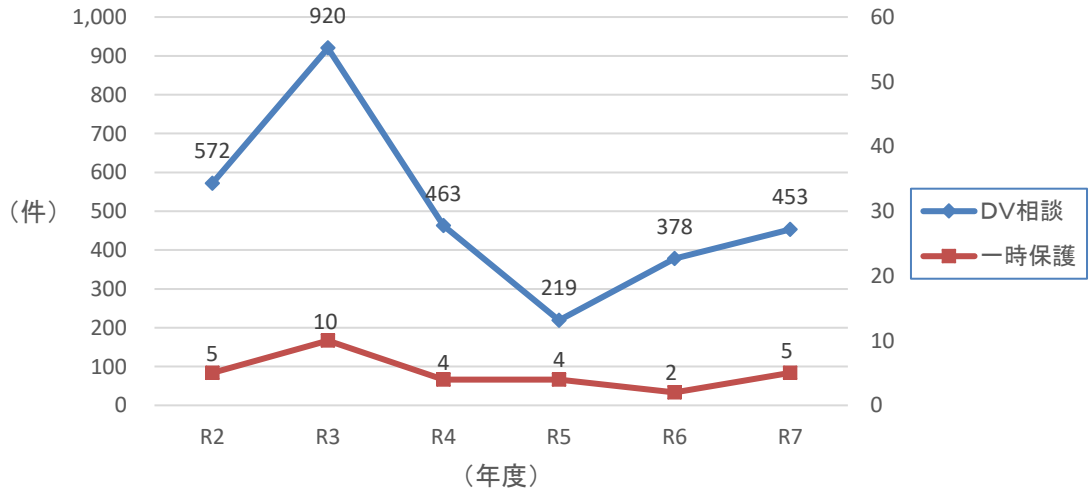
本市では、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、女性相談や母子・父子相談等において、ＤＶをはじめとする様々な困難な問題を抱える方からの相談に対応しています。近年は、相談内容が複雑化・多様化しており、相談者の状況に応じた適切な支援や、関係機関との連携が求められています。

図５　加古川市　女性相談、母子・父子相談件数



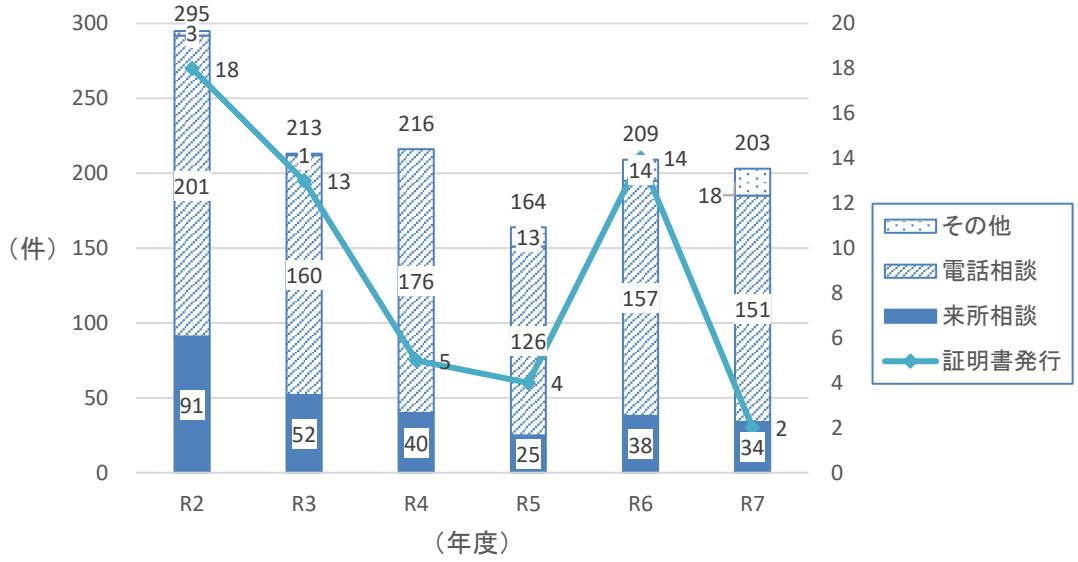
資料：加古川市調べ

図６　加古川市　ＤＶ相談件数



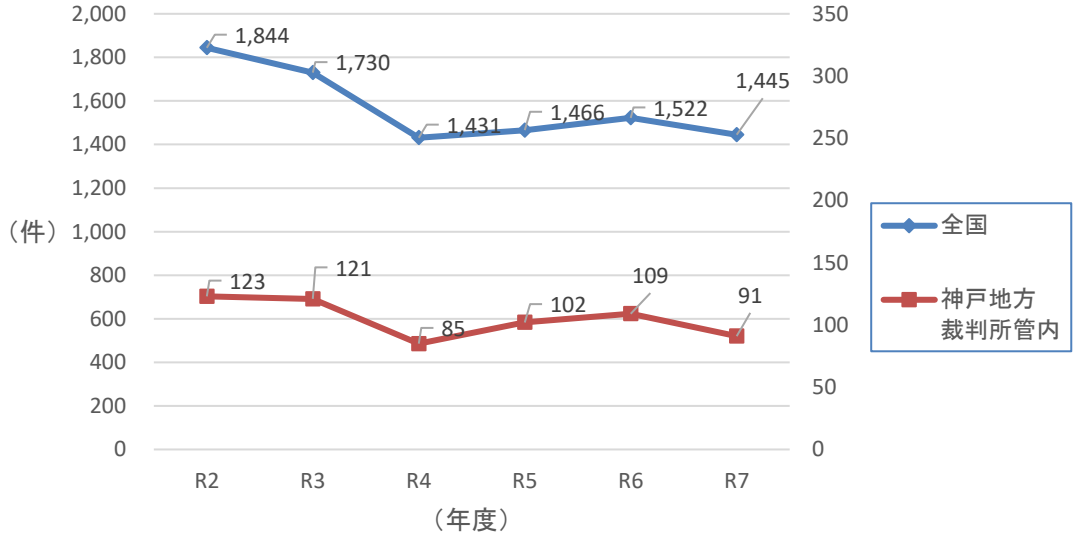
資料：加古川市調べ

図７　加古川市配偶者暴力相談支援センター相談件数



資料：加古川市調べ

図８　ＤＶ防止法に基づく保護命令の新規受付件数



資料：司法統計

３　第３期計画（R3～R８）の取組状況

第３期計画では、４つの基本目標を定めるとともに、それぞれの目標に対する施策の方向（事業、事業内容）を掲げ、取り組んできました。

取組状況の確認として、毎年、関係課に対して行う進捗状況の調査の結果、計画に掲げた事業内容は、概ね実施をしている状況です。

１ ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進

（１）市民への啓発の推進

事 業 名		主な取組状況
①	家庭への啓発	・配偶者暴力相談支援センターの案内カードやパンフレットを作成し、市内各施設の窓口やオープンスペースに設置し、配布を行いました。 ・加古川市のホームページに最新の情報を掲載し、相談窓口の周知等を行いました。 ・各機関が発行する冊子にＤＶについての特集記事を掲載し、ＤＶ防止の啓発に努めました。 ・窓口や家庭訪問等で、必要と見受けられた方には、相談窓口の案内や相談機関のパンフレットを配布しました。 ・人権啓発ＤＶＤを活用し、ＤＶ問題をはじめ、家庭の中での人権問題について啓発しました。 ・毎年１１月１２日から２５日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、各種広報を実施しました。
②	民生委員・児童委員等地域の活動者への研修	・民生委員・児童委員や地域の方に対してＤＶに関する研修等を実施することで、理解を深めました。
③	企業等への啓発	・広報紙、ホームページ、パンフレット等の媒体を通じて最新の情報を随時発信しました。 ・男女共同参画センターの情報誌に「女性に対する暴力をなくす運動実施期間（パープルリボンプロジェクト）」の特集記事を掲載し、ＤＶ防止について啓発を行いました。
④	男女平等・人権意識の向上	・「男女共同参画セミナー」において、性別役割分担意識の見直しを促す内容を含んだ講座を開催しました。

（2）学校園等における啓発・教育の推進

事 業 名		主な取組状況
①	ＤＶの予防に関する若年層への教育	・各学校において、同和問題等、これまでの取組に加え、性の多様性やいじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちと心を大切にする教育の推進を行いました。 ・いじめ問題等の未然防止を図るため、児童会・生徒会・学園会による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進しました。
②	教職員等への研修	・各ユニット※に、人権にかかわる研修会を実施しました。また、各学校における人権教育研修、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象とした人権教育研修会を実施し、各ユニットの取組について情報共有を図りました。 ・毎年度初め、新任教職員に対し、虐待のパンフレットを配布しました。
③	保護者への啓発	・広報紙、ホームページ、パンフレット等の媒体を通じて最新の情報を随時発信しました。

（3）民間支援団体との協働による啓発

事 業 名		主な取組状況
①	民間支援団体との協働による啓発	・市の情報コーナー等に各団体のパンフレットやチラシを常設し、市民に対して最新の情報を提供しました。

※ ユニット：学校園連携ユニットとは、中学校区を１つの単位（ユニット）とし、その地域の学校園が相互に連携しながら、こどもの連続した学びや育ちを支援する仕組みのこと。ユニットごとに地域の特色を生かした取組を進め、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む。

2 相談体制の充実

（1）安心して相談できる体制づくり

事 業 名		主な取組状況
①	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	・配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を受け、被害者に対する総合的な支援を行いました。
②	相談窓口の市民への周知	・毎月の広報にＤＶ相談窓口の案内を掲載し、市民センター等の公的施設に配偶者暴力相談支援センターの案内カードを設置し、配布しました。 ・男女共同参画センターの窓口及びオープンスペースにＤＶ防止に関する講座等のチラシ、パンフレットを設置しました。
③	相談機関相互の連携強化	・加古川健康福祉事務所管内の自治体のＤＶ被害者支援担当課、警察署、裁判所等との連絡会に参加し、連携について協議や情報交換を行いました。 ・同行支援を行うなど、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施しました。 ・兵庫県女性家庭センターが設置している「ＤＶ相談アドバイザー」を活用し、助言を受けながら支援を実施しました。 ・ストーカーやリベンジポルノに係る相談があった場合は、警察等の関係機関を案内するなど適切に対応しました。

（2）相談員・支援者の資質向上

事 業 名		主な取組状況
①	二次的被害※の防止に向けた研修	・人権研修の機会を通じて、二次的被害の防止に対する市職員の意識向上に努めました。
②	職員研修の充実	・関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を図りました。 ・研修で得た知識を職場でフィードバックすることで、窓口対応職員の能力向上を図りました。 ・庁内ネットワーク会議を開催し、ＤＶ被害者支援を行う関係課と情報共有しました。

※ 二次的被害：配偶者等からの暴力により、心身ともに傷ついた被害者が、保護・捜査・裁判等の過程において、ＤＶの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動でさらに傷つくこと。

（3）外国人、高齢者、障がい者の被害者等への相談の充実

事 業 名		主な取組状況
①	外国人に対する支援	・必要に応じ、関係機関への問合せや本人への相談機関の情報提供を行いました。 ・外国人被害者への対応について、国際交流センターとの連携の強化を図りました。
②	高齢者に対する支援	・高齢者虐待の通報・相談等があった場合、地域包括支援センター※、介護保険事業所、医療機関、警察、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が連携し、調査、相談、保護、措置等の適切な支援を行いました。 ・高齢者虐待の早期発見のため、介護サービス事業所に対し、地域包括支援センターが高齢者虐待防止出前講座を実施しました。
③	障がい者に対する支援	・障がい者福祉所管課と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討するよう努め、被害者やその家族に対して支援を行いました。 ・手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通が図れるよう努めました。

※ 地域包括支援センター：介護保険法に定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置し、地域住民に必要な援助を一体的に実施する役割を担う中核的機関。高齢者間でのＤＶや高齢者虐待に関する事務も担っています。

3 被害者の安全の確保

（1）被害者の早期発見・通報・安全確保の体制づくり

事 業 名		主な取組状況
①	通報への対応の整備	・配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たしました。
②	保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知	・配偶者暴力相談支援センターの案内カードを設置し、ＤＶ相談窓口の案内を行いました。
③	被害者の安全確保の強化	・配偶者暴力相談支援センターと住民基本台帳事務所管課との連携を強化していくため、現状について情報提供し、協議を行いました。 ・住民票発行停止措置についての周知を行うとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置※1 申出書を発行しました。 ・緊急性のある被害者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察署に同行しました。
④	保護命令申立てに関する支援	・保護命令制度※2 に関する情報提供を行いました。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行いました。 ・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応しました。

※1 住民票閲覧制限に係る支援措置：ＤＶ及びストーカー行為、児童虐待等の被害者を保護するため、不当な目的により住民基本台帳の一部の写し閲覧及び住民票の写し等が利用されることを防止することを目的とした制度。

※2 保護命令制度：被害者から申立てを受けた地方裁判所が、配偶者等に対し一定の行為を禁止する命令を発令する制度。保護命令の種類として、被害者への接近禁止命令、被害者の子又は親族等への接近禁止命令、被害者及び被害者の子への電話等禁止命令、退去等命令があります。

（2）関係機関との連携

事 業 名		主な取組状況
①	ＤＶ防止ネットワークの構築	・兵庫県警察、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加し、連携を強化しました。 ・配偶者暴力相談支援センターと庁内関係課で構成する庁内ネットワーク会議を開催しました。 ・ＤＶ被害者対応マニュアルを配付し、被害者対応について関係機関に協力を求めました。
②	要保護児童対策地域協議会※1との連携	・面前ＤＶ※2はこどもに対する心理的虐待であるという認識のもと、要保護児童対策地域協議会との情報共有を行い、ＤＶ被害者支援と児童虐待の対応を並行して行いました。

（3）被害者の情報の保護

事 業 名		主な取組状況
①	被害者に関する情報管理の徹底	・住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用の徹底を図りました。 ・ＤＶ発生時や避難支援時の連絡調整の都度、関係機関との連絡を密にし、情報の管理を行いました。 ・児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、ＤＶ被害者に対する配慮を行いました。

※1 要保護児童対策地域協議会（要対協）：保護者の養育が適切でないと懸念される児童（要保護児童）に対する支援を目的とし、福祉事務所、児童相談所、警察、学校等の機関や医師、児童委員など児童の福祉に関連する職務に従事する者等で構成される団体で、要保護児童やその保護者に関する情報、その他適切な保護を図るために必要な情報の交換を行いながら、家庭への支援の内容に関する協議を行っています。

※2 面前ＤＶ：配偶者間暴力のある家庭で育つこどもは、家庭内での暴力にさらされる（面前暴力）ことで直接の暴力にあっていなくても、こどもに及ぼす影響は大きいとされており、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは、児童虐待とされています。

4 被害者の自立支援

（1）住宅確保支援

事 業 名		主な取組状況
①	公営住宅に関する支援	・入居者募集において、裁量世帯（ＤＶ被害者世帯等）を優先選考しました。 ・公営住宅への入居を希望している被害者へ、公営住宅入居案内の情報提供を行いました。
②	母子生活支援施設の活用	・母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所により、こどもを同伴する被害者の自立支援を行いました。
③	民間住宅に関する支援	・住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、県に登録される民間の賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録数の増加促進を図るとともに、住宅部門と福祉部門が連携して居住支援を行う「住福連携」により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組みました。

（2）経済・就労支援

事 業 名		主な取組状況
①	ハローワークとの連携による就労支援	・就労訓練の情報を被害者に提供しました。また、手厚い支援が必要な被害者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行いました。 ・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による働き方相談の中で、資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施しました。 ・ハローワークと連携し、就業支援セミナーを開催しました。
②	就労支援に関する情報提供の充実	・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「働き方相談」を実施しました。
③	母子自立支援制度の活用	・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行いました。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を行いました。

④	各種福祉制度に関する情報提供	・被害者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、医療助成制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行いました。

（3）こころと体への支援

事 業 名		主な取組状況
①	公的機関、保健・医療機関との連携	・各保健・医療機関と連携体制を強化し、被害者の心身のケアに努めました。
②	被害者のこころのケアに関する支援	・ＤＶ問題を含め、女性が抱える多様な問題・悩みに対し、関係機関との連携を強化し、適切かつ切れ目のない支援を実施しました。
③	こどものこころのケアに関する支援	・要保護児童対策地域協議会と連携し、こどもの面接をすることでケアに努めました。 ・就学前のこどもやその保護者に対して、母子保健の各事業を通じて、情緒や精神発達面、保護者の育児ストレス等の相談を行いました。 ・教育相談センターに心理相談員、学校支援ソーシャルワーカーを配置し、相談の充実を図りました。 ・スクールソーシャルワーカー※を全１１中学校区・義務教育学校区に配置し、複雑多様化する児童生徒及び保護者がかかえる福祉的課題に対して、早期発見・早期対応に取り組みました。

※　スクールソーシャルワーカー：人と環境の関係に焦点を当て、こどもに影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて、学校、家庭、地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。

（4）子育てへの支援

事 業 名		主な取組状況
①	子育て支援に関する情報提供の充実	・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な情報を提供するとともに、子育て情報誌「加古川市子育てガイドブック」を作成し、乳児家庭全戸訪問時に配布する等、各事業において情報提供を行いました。 ・相談員を中心に加古川市で生活するＤＶ被害者の育児や生活全般に関する相談を行いました。
②	保育・就学等の行政サービスに関する支援	・ＤＶを理由に、住民票が異動できず、別の住所に居住している方や市外からの転入者について、スムーズな転校ができるように、各関係機関と連携を図りました。 ・認可の就学前教育・保育施設等の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略など、被害者の状況に応じた支援を実施しました。 ・学校園等の関係機関と連携し、手続きが円滑に進むように配慮しました。

第３章　計画の基本方針

１　基本理念・基本目標

■ 基本理念

暴力のない地域をつくり
誰もが安心して暮らせるまち　加古川

本市ではこれまで、ＤＶを地域社会全体の問題として捉え、暴力を未然に防ぐための啓発をはじめ、相談体制の充実や関係機関との連携強化に取り組んできました。引き続き、これらの取組を進めるとともに、困難な問題を抱えるすべての女性が、孤立することなく必要な支援を受け、自分らしい生活を選択することができる社会の実現を目指し、「暴力のない地域をつくり 誰もが安心して暮らせるまち 加古川」を基本理念とします。

第４期計画は、基本理念及びこれまでのＤＶ対策を計画的・継続的に推進するとともに、本市における課題の反映、加古川市男女共同参画に関する市民意識調査の結果及び法律の改正等を踏まえ、ＤＶをはじめとする暴力や困難な問題を抱える女性への支援を一体的に推進する計画として改定を行います。

また、計画に沿って施策を着実に推進するため、社会情勢の変化を踏まえつつ、ＰＤＣＡサイクル※等の手法を活用し、計画実施状況を点検するとともに、必要に応じて施策の内容を見直しながら計画を進めていきます。

※ＰＤＣＡサイクル： Plan（計画）⇒ Do（実施）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。

本計画の基本理念の実現に向け、基本目標（重点課題）を以下のとおり定めます。

なお、ＤＶの防止に向けた取組を「ＤＶ防止」とし、ＤＶ被害者を含め、様々な困難な問題を抱える女性への支援を「被害者等支援」として整理します。

ＤＶ防止

■ 基本目標１　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進

あらゆる機会を通じて、市民一人ひとりのＤＶに関する正しい理解を深め、暴力の防止や早期発見につながる意識の向上を図ります。

被害者等支援

■ 基本目標２　相談体制の充実

被害者等が安心して相談でき、必要な支援につながることができるよう、相談体制の充実を図ります。

■ 基本目標３　被害者等の安全の確保

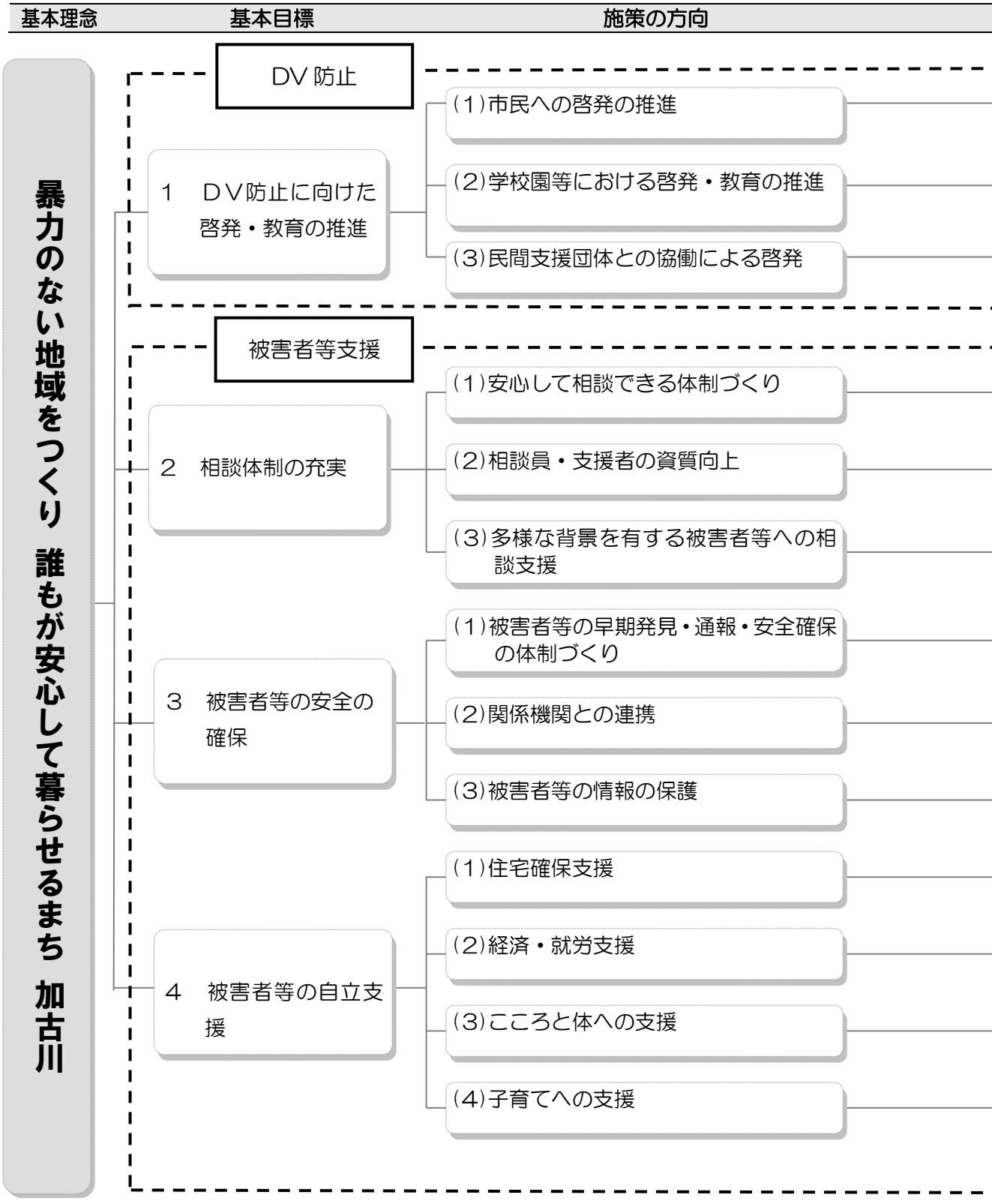
被害者等を早期に発見し、警察などの関係機関と連携しながら、安全を確保するとともに、状況に応じた適切な支援につなげる体制を強化します。

■ 基本目標４　被害者等の自立支援

被害者等がその人らしく自立した生活を営むことができるよう、生活、就労、子育て、こころと体のケアなど、総合的な支援に努めます。

２　計画の体系

本計画の基本理念である「暴力のない地域をつくり 誰もが安心して暮らせるまち 加古川」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を体系づけ、総合的な取組に努めます。



具体的な施策	
①家庭・地域への啓発	②民生委員・児童委員等地域の活動者への研修
③企業等への啓発	④男女平等・人権意識の向上
①ＤＶの予防に関する若年層への教育	②教職員等への研修
③保護者への啓発	
①民間支援団体との協働による啓発	
①相談窓口の市民への周知	②相談機関相互の連携強化
①二次的被害の防止に向けた研修	②職員研修の充実
①外国人に対する支援	②高齢者に対する支援
③障がい者に対する支援	
①通報等への対応の整備	②保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知
③被害者等の安全確保の強化	④保護命令申立てに関する支援
①ネットワークの充実・強化	②要保護児童対策地域協議会との連携
①被害者等に関する情報管理の徹底	
①公営住宅に関する支援	②母子生活支援施設の活用
③民間住宅に関する支援	
①ハローワークとの連携による就労支援	②就労支援に関する情報提供の充実
③母子・父子自立支援制度の活用	④各種支援制度に関する情報提供
①公的機関、保健・医療機関との連携	②被害者等のこころのケアに関する支援
③こどものこころのケアに関する支援	
①子育て支援に関する情報提供の充実	②保育・就学等の行政サービスに関する支援

第４章　施策の展開

基本目標１　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進

基本理念で掲げる「暴力のない地域をつくる」ためには、市民一人ひとりがＤＶについて正しく理解し、暴力を防止する意識を高めることが重要です。ＤＶや性犯罪・性暴力など、ジェンダーに基づく暴力は、個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害する重大な問題です。これらの暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や男女間の力関係に基づく偏見が関係している場合があり、社会全体で取り組むことが大切です。ＤＶは、誰もが被害者、加害者、あるいは周囲で気付く立場になる可能性があります。そのため、ＤＶとは何か、どのような行為がＤＶにあたるのかについて理解を深めるための啓発や教育を推進します。

また、互いの気持ちや考えを尊重しながら意思を伝え合うことや、暴力によらないコミュニケーションについて周知し、対人関係において相手を尊重する意識を育むことが、暴力のない地域づくりにつながります。さらに、被害者等が最初に相談する相手は、家族や友人など身近な人であることも多いことから、周囲の人がＤＶのサインに気付き、適切な相談窓口や支援機関につなぐことができるよう、ＤＶに関する理解の促進や相談先の周知を図り、今後の啓発や研修のあり方を検討していきます。

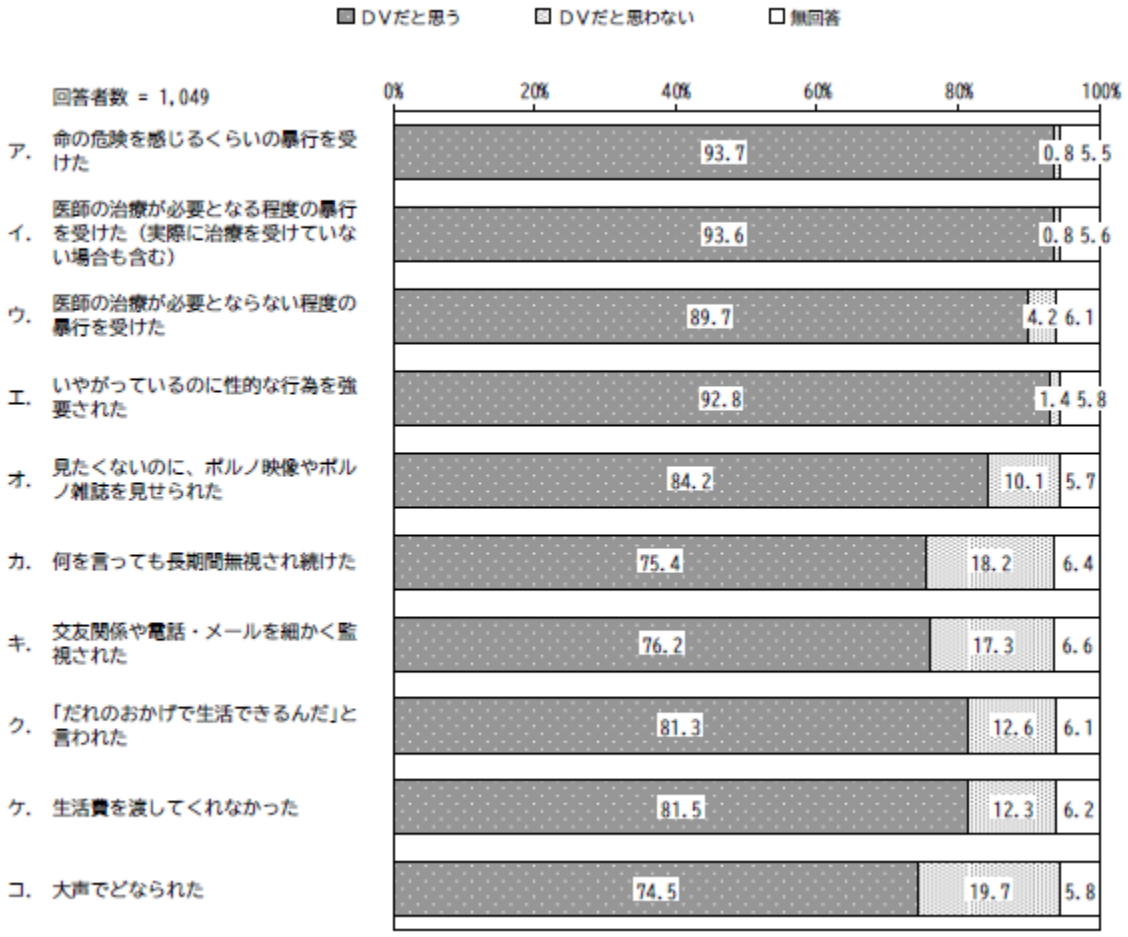
［ 現状と課題 ］

ＤＶをなくしていくためには、家庭、地域、学校など、あらゆる機会や場所を通じて啓発や教育を行い、ＤＶに対する正しい認識を普及するとともに、周囲の人がＤＶに気付き、必要な支援につなげることができる環境づくりが必要です。本市においては、本計画を策定し、積極的に啓発に取り組んできました。

その結果、加古川市男女共同参画に関する市民意識調査では、「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」をはじめとする全ての項目において、「ＤＶだと思う」と回答した割合が前回調査より増加しており、市民の間でＤＶに対する理解が深まっていることがうかがえます。

一方で、ＤＶは家庭内で行われることが多く、被害が潜在化しやすいことから、被害者本人からの相談を待つだけでなく、周囲の人が変化やサインに気付き、相談窓口など必要な支援につなげることが重要です。

図9 ドメスティック・バイオレンス（DV）の認識度



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和７年度）

［今後の取組］

事業名	第４期計画
（１）市民への啓発の推進	
①家庭・地域への啓発	・リーフレット等の紙媒体だけでなく、インターネット等の多用な媒体を活用するとともに、必要な情報を提供できるように関係機関の情報提供や、世代にあった内容を掲載する等、よりわかりやすい啓発に取り組みます。 ・若年層向けに、ＳＮＳ等を活用したＤＶ防止に関する広報を充実させます。 ・窓口等で配布するＤＶのセルフチェックシートを活用し、被害者自身のＤＶへの気付きやＤＶ被害の自覚を促します。 ・男性被害者やＬＧＢＴＱ＋を含め、多様な相談対象者に配慮した広報・啓発に努めます。 ・毎年１１月１２日から２５日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、各種広報を重点的に実施します。
②民生委員・児童委員等地域の活動者への研修	・各地区の民生委員・児童委員をはじめとする地域の活動者に対し、ＤＶの認識（気付き）の部分に重点を置いた効果的な研修を実施するとともに、被害者等を適切な相談機関へつなぐ役割について理解を深める研修の充実を図ります。
③企業等への啓発	・広報紙、ホームページ、パンフレット等の媒体を通じて、法改正等の最新の情報を随時発信し、企業人権・同和教育協議会※を通じた啓発を行います。また、男性被害者やＬＧＢＴＱ＋を含め、多様な相談対象者への理解促進に努めます。
④男女平等・人権意識の向上	・広報紙、ホームページ、パンフレット等での啓発に加え、男女共同参画セミナーを通じて、ＤＶの背景にある性別役割分担意識等について啓発・教育の推進を図り、あらゆる暴力を許さない意識の醸成に努めます。

※　企業人権・同和教育協議会：企業における同和教育を根底とした人権教育を推進するため、設立した協議会。

事業名	第４期計画
（２）学校園等における啓発・教育の推進	
①ＤＶの予防に関する若年層への教育	・各校において、同和問題等これまでの取組に加え、性の多様性やいじめ・インターネットによる人権侵害などの今日的な人権課題を取り上げ、若年層への効果的な啓発方法を検討し、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。 ・ＤＶ防止やデートＤＶについて、中学、高校生向けの講座を通じて啓発を図ります。
②教職員等への研修	・各校及び認可保育所等に対して虐待・ＤＶ（デートＤＶ含む）防止のパンフレット等を配布するとともに、人権教育研修を実施するなど、教職員及び保育士等のＤＶに対する理解の促進に努め、こどもへの教育等の推進を図ります。 ・各ユニットに、人権にかかわる研修会を実施し、人権意識の向上に取り組みます。また、各学校において、年間４回以上の人権教育研修を実施するとともに、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象に、人権教育研修会を実施し、各ユニットの取組について、情報共有を図ります。
③保護者への啓発	・保護者へのパンフレット等の配布や、ＰＴＡへの講座を通じて、保護者に対し啓発します。

事業名	第４期計画
（３）民間支援団体との協働による啓発	
①民間支援団体との協働による啓発	・市の情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを設置し、市民に対して最新の情報を提供します。また、ＤＶ被害は潜在化しやすく、被害者が必要な情報を得ることが重要であることから、リーフレット等の掲示場所についても、啓発効果を高めるため、多様な市民が情報を得やすい場所への設置を検討するとともに、対象者に応じた効果的な周知に努めます。

基本目標２　相談体制の充実

被害者等が安心して相談でき、必要な支援につながることができるよう、相談者の状況に応じた対応を行うことが重要です。特に、困難な問題を抱える女性は、複数の課題を抱えている場合もあることから、相談内容を的確に把握し、必要な支援へつなげていくことが求められます。

関係機関が、それぞれの機能や役割を十分に理解し、支援に対する共通認識を持ち、緊密に連携していくことにより、被害者等に寄り添った相談体制の充実を図ります。

［ 現状と課題 ］

平成 24 年４月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、ＤＶの相談窓口として広報等を通じて周知を行ってきましたが、図１１に見られるようにＤＶ等を受けたときの相談先として、半数以上の人が友人や家族などの親しい間柄の人に相談していることがわかります。

また、困難な問題を抱える女性の中には、女性自身が困難に気付いていない場合や、支援を受けられることに気付いていない等の理由から、相談窓口にたどりつけない人もいます。

適切な支援を受けるためには、身近な人への相談や、周囲の気付きをきっかけとして、必要な支援機関につながることが大切です。そのためにも、全ての市民がＤＶや困難な問題を抱える女性に対する正しい情報や相談先を知るとともに、被害者等への支援について理解することが求められます。加えて、各相談窓口が、それぞれの役割を果たしながら相互に連携し、相談者を適切な支援につなげる体制を充実させることが必要です。

市民にとって「安心して相談できる窓口」であるためには、被害者等の状況を正確に把握し、相談に応じることができる職員のスキルアップが求められます。

また、被害者等の支援に際し、男性被害者やＬＧＢＴＱ＋など多様な背景を持つ人、外国人、高齢者、障がい者など、様々な課題を抱える相談が増加するなど、事案が複雑化する中で、被害者等の立場に立ってきめ細やかに相談に応じることができる体制を整備し、関係機関との切れ目のない連携を図っていく必要があります。

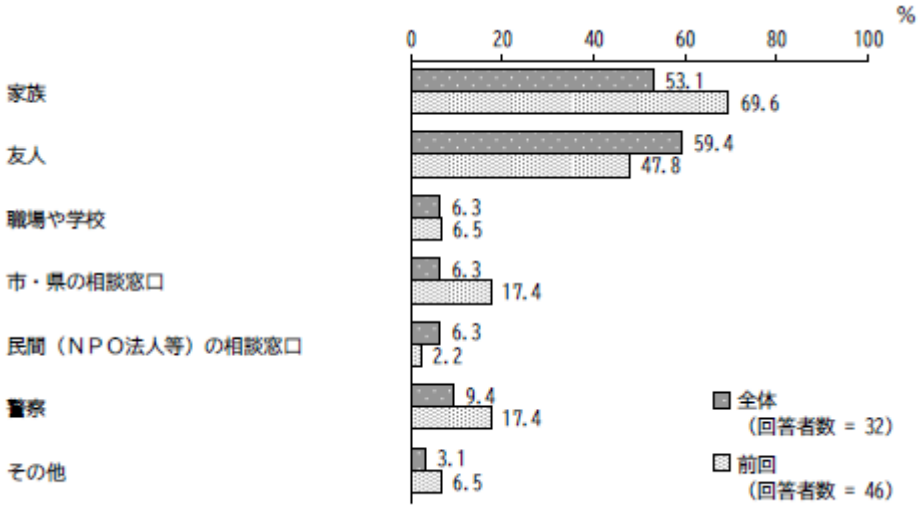
特定の立場の被害者等が相談をためらうことなく、性別、年齢、国籍、性的指向・性自認等にかかわらず、被害者等の多様な相談ニーズに対応できるよう、相談窓口の周知や相談方法等を工夫しながら、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実が必要です。

図 10　ＤＶ相談件数（加古川市）

年度	ＤＶ相談 総件数	配偶者暴力 相談支援センター	家庭支援課	配偶者暴力 相談支援センター 割合
R2	５７２件	２９５件	２７７件	５２％
R3	９２０件	２１３件	７０７件	２３％
R4	４６３件	２１６件	２４７件	４７％
R5	２１９件	１６４件	５５件	７５％
R6	３７８件	２０９件	１６９件	５５％
R7	４５３件	２０３件	２５０件	４５％

資料：加古川市調べ

図 11　　誰（どこ）に相談したか



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市　令和７年度）

［今後の取組］

事業名	第４期計画
（１）安心して相談できる体制づくり	
①相談窓口の市民への周知	・毎月の広報に各相談窓口の案内を掲載するとともに、案内カードやチラシを、市民センター等の公的施設やスーパーマーケット等、市民の目に触れやすい施設や場所に配慮しながら設置します。 ・被害者等本人だけでなく、家族や友人など周囲の人も相談できることを周知するため、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、必要な情報が必要な人に届くよう、より効果的な広報活動を展開します。 ・国や県が設置する相談窓口について、適切な広報を実施します。
②相談機関相互の連携強化	・関係課の業務を相互に理解し、必要な支援を行う体制を整備します。 ・近隣自治体の相談支援担当課、警察署、裁判所等との連絡会に参加し、連携について協議や情報交換を行います。 ・他市町村から被害者等が避難してきた場合は、同行支援を実施し、円滑な手続きを支援します。 ・他市町村、他機関との連携を徹底し、被害者等が抱える様々な課題に応じた切れ目のない支援を実施します。 ・性暴力やストーカーに係る相談があった場合は、警察等の関係機関を案内するなど適切に対応します。 ・兵庫県女性家庭センターが設置している「ＤＶ相談アドバイザー」を活用し、効果的な指導や助言を受けながら、より良い支援を実施します。

事業名	第４期計画
（２）相談員・支援者の資質向上	
①二次的被害の防止に向けた研修	・市職員の被害者等への理解や、二次的被害の防止に対する意識を向上させるべく、被害者等の意思を尊重した対応や、適切な支援につなげるための効果的な人権研修を実施します。
②職員研修の充実	・兵庫県女性家庭センター等の関係機関主催の研修に積極的に参加し、被害者等支援に関する実務能力の向上を図ります。 ・被害者等を総合的に支援するうえで、関係課の情報を必要とするため、庁内ネットワーク会議を開催し、適切な支援が行えるよう情報の共有化を図ります。 ・ＤＶ被害者対応マニュアル等を活用し、被害者等への支援に携わる担当課において切れ目のない支援を実施します。

事業名	第４期計画
（３）多様な背景を有する被害者等への相談支援	
①外国人に対する支援	・外国人から相談があった場合は、国際交流員※や、音声翻訳機を活用します。また、「指さし会話」や「やさしい日本語」を用いたパンフレット等を活用し、外国人被害者等との適切な意思疎通を図ります。 ・国際交流センターや民間支援団体等との連携体制を強化し、外国人被害者等への対応の充実を図ります。
②高齢者に対する支援	・関係課や支援機関との連携を強化し、高齢の被害者等に対し、状況に応じた適切な支援を継続して行います。 ・高齢者虐待の早期発見のため、在宅介護サービス事業所向けに地域包括支援センターによる高齢者虐待防止出前講座を実施し、ＤＶを含む虐待防止に向けた取組を行います。 ・高齢者虐待対応マニュアルの改訂を進めます。
③障がい者に対する支援	・関係課や支援機関との連携を強化し、障がいのある被害者等や、障がいのあるこども等をもつ被害者等に対し、状況に応じた適切な支援を継続して行います。 ・障がいがある人との適切な意思疎通を図るため、コミュニケーション手段の確保等に配慮します。

※　国際交流員：外国語による情報提供や通訳、異文化理解のための交流活動などを通じて、外国人住民の生活支援や地域の国際交流を推進する職員。

基本目標３　被害者等の安全の確保

ＤＶは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、加害者からの報復、経済的な不安、こどもへの影響など様々な理由から、図 １２に見られるように被害者等が支援を求めることをためらう場合があります。

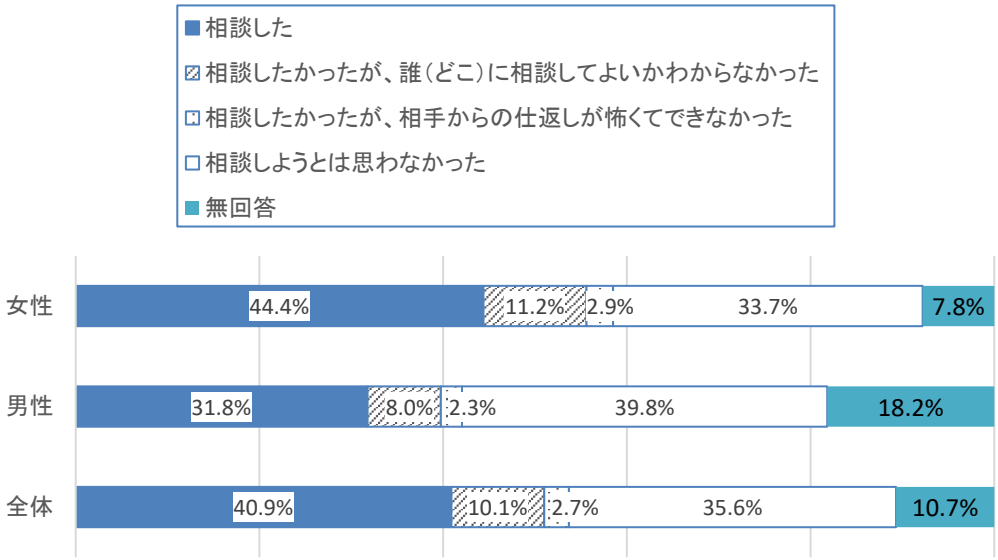
さらに、被害者等を取り巻く危険は、ＤＶに限られません。ストーカー行為や虐待など、ＤＶとは異なる被害に加え、生活困窮や孤独・孤立などの困難が重なっている場合もあります。

このため、被害者等の安全の確保を最優先としながらも、今後の生活について本人が主体的に考え、自己決定できるよう、意思を尊重しながら寄り添った支援を行うことが大切です。

被害者等が避難することを選択した場合には、加害者の追跡などの危険性を十分に考慮したうえで、自立に向けた生活を再建できるよう、関係機関との連携を強化し、様々な支援を行います。

また、ＤＶの目撃等によるこどもへの心理的虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会等との更なる連携強化を図り、被害者等及びこども、親族等の状況やニーズに応じた安全確保に努めます。

図 12　ＤＶ被害にあったとき誰かに相談したか



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市　令和７年度）

［ 現状と課題 ］

被害者等を必要な支援につなげるためには、早期に状況を把握することが重要です。そのため、市民一人ひとりがＤＶや困難な問題を抱える女性について正しい理解を深め、被害者等発見時の対応※について知識を持つとともに、身近な人の変化や困難な状況に気付き、必要な支援につなげる意識を持つことが必要です。

また、通報等により発見された被害者等や一時保護を求める被害者等に対しては、一時保護所や警察、市の関係機関、民間支援団体が連携しながら、迅速に安全を確保するとともに、その後の生活再建に向けた支援につなげることが不可欠です。

さらに、被害者等の情報が加害者に漏洩し、被害者等に危険が及ぶことがないよう、関係機関における情報共有のルールを徹底するとともに、被害者等に関する情報の適切な管理と秘密保持を徹底し、更なる加害者からの追跡行為を防ぐことが必要です。

［今後の取組］

事業名	第４期計画
（１）被害者等の早期発見・通報・安全確保の体制づくり	
①通報等への対応の整備	・ＤＶ被害者の早期発見や必要な支援につながるよう、配偶者暴力相談支援センターがＤＶの通報窓口であることを周知します。 ・被害者等の早期発見や必要な支援につながるよう、困難な問題を抱える女性についても、相談・支援の対象であることを周知します。
②保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知	・保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）等、被害者等を発見しやすい立場にある職員に対し、通報窓口や通報方法の効果的な周知を行い、早期発見や適切な相談機関へのつなぎの役割について理解促進を図ります。
③被害者等の安全確保の強化	・被害者等が、住民票閲覧制限に係る支援措置を活用できるよう、あらゆる機会を通じて、情報を周知します。 ・必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行します。 ・緊急性のある被害者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察署に同行します。 ・関係機関との連携をさらに深め、被害者等にとって安心できる対応ができるよう、さらなる連携体制の強化に努めます。 ・兵庫県警察の実施する１１０番通報登録制度等、被害者の状況により必要な情報を案内します。

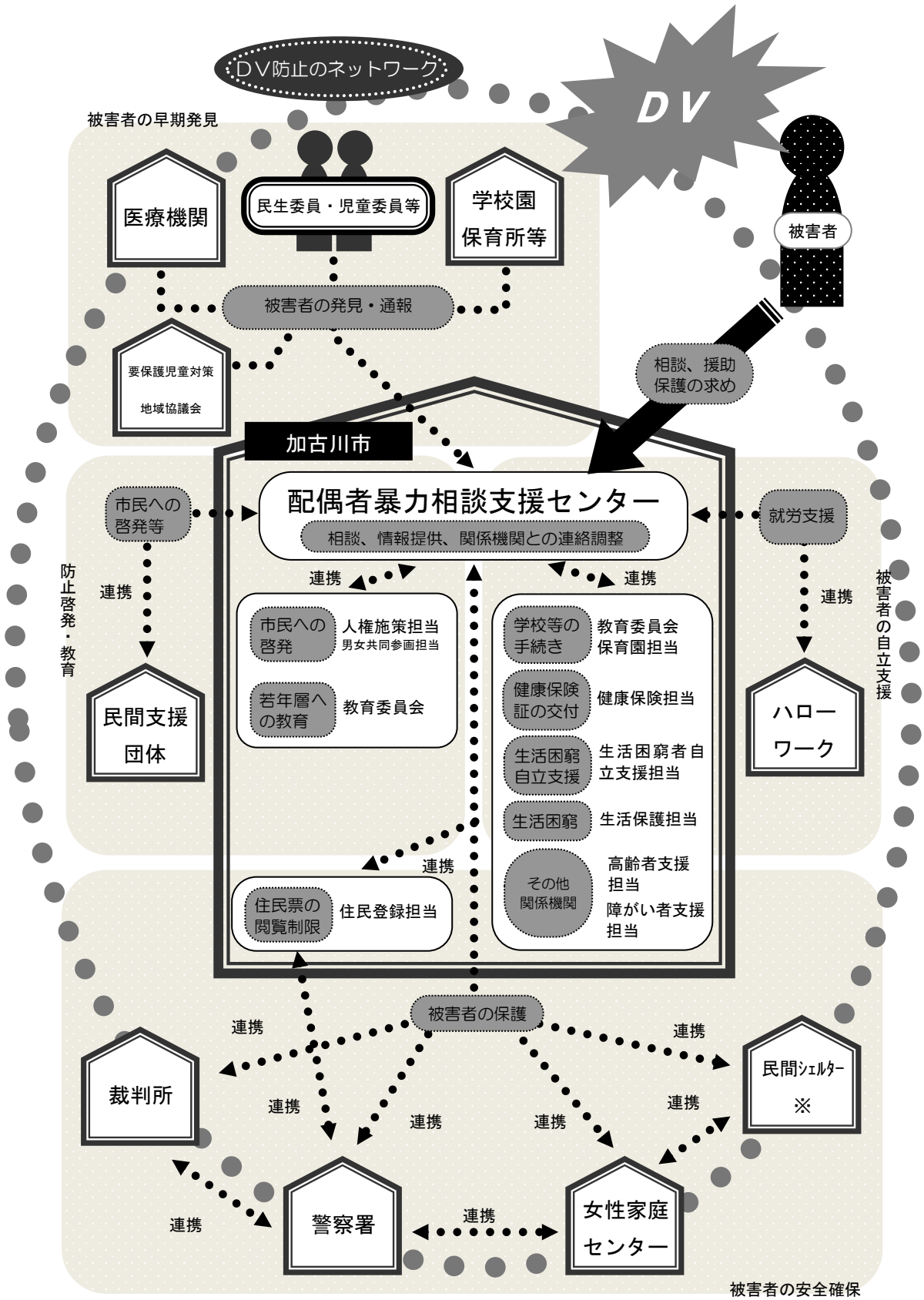
④保護命令申立てに関する支援	・被害者等及びその家族の安全確保を図るため、ＤＶ防止法に基づく保護命令の制度について、制度の拡充内容も含め、被害者へ情報提供します。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行います。 ・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応します。

事業名	第４期計画
（２）関係機関との連携	
①ネットワークの充実・強化	・兵庫県警察、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加し、連携を強化します。 ・ＤＶ被害者等への支援を行う全ての関係各課が連携し、庁内ネットワーク会議を開催します。 ・ＤＶ被害者対応マニュアルを適宜改訂し、庁内の関係各課へ配布します。 ・困難な問題を抱える女性への支援に関わる関係各課の連携を強化するための体制整備を図ります。
②要保護児童対策地域協議会との連携	・要保護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センターが参画し、要保護児童対策地域協議会との連携により、通報体制の周知、被害者等の早期発見、被害者等及びこどもの状況に応じた適切な保護・支援を実施します。 ・面前ＤＶ防止の周知徹底を図ります。

事業名	第４期計画
（３）被害者等の情報の保護	
①被害者等に関する情報管理の徹底	・住民票発行停止措置対象者の情報管理を徹底します。 ・学校園において、被害者等及び同伴するこどもの情報管理を徹底します。 ・児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、ＤＶ被害者に対する配慮を行います。

※　被害者発見時の対応：ＤＶ防止法において、配偶者からの暴力を受けているものを発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めなければならないとされています。被害者の安全の確保の観点から、通報の義務化ではなく、被害者の意思を尊重することが必要とされています。

図 13　DV における関係機関相互の連携イメージ



※　民間シェルター：民間の団体等により運営される施設で、被害者の一時的な避難場所の提供のほか、相談への対応、自立に向けたサポートなど、様々な援助を行っている。

基本目標４　被害者等の自立支援

被害者等が自分らしい生活を再建していくためには、本人の意思や状況に応じた支援を行うことが重要です

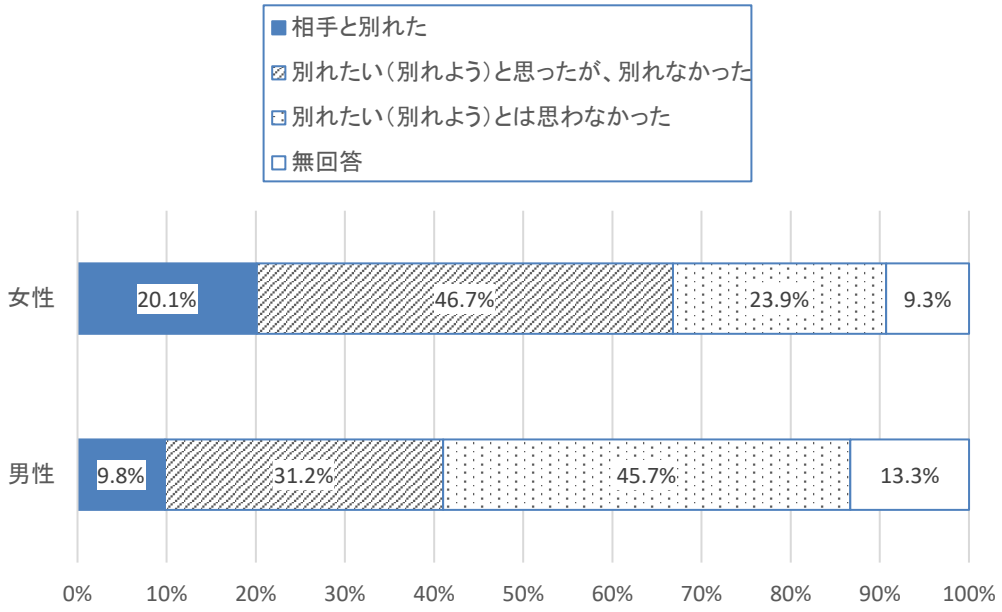
被害者等がこれからどのような生活（人生）を望むのかを丁寧に確認し、本人が納得できるペースで考え、選択し、自己決定していけるよう、被害者等の立場に立った支援を行います。

［ 現状と課題 ］

被害者等の中には、生活や経済的な基盤が不安定な状況に置かれている人もいることから、本人の意思を尊重し、その立場に立って住宅の確保、生活支援制度の利用、就労支援、子育て支援など、関係機関と連携しながら各分野における切れ目のない支援を実施していくことが必要です。

また、ＤＶにより、大きな精神的ダメージを受けた被害者等やこども、親族等の支援に当たっては、被害者等の状況や意思に応じた、様々な角度からの長期的・包括的な支援が必要となります。

図 14　配偶者から被害を受けたときの行動



資料：男女間における暴力に関する調査（内閣府　令和５年度）

［今後の取組］

事業名	第４期計画
（１）住宅確保支援	
①公営住宅に関する支援	・市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者等の実情を勘案し、また、他市の取組状況を参考にしながら対応を検討します。 ・県との連携により、県営住宅の優先入居情報を提供します。
②母子生活支援施設の活用	・母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所により、こどもを同伴する被害者等の自立支援を行います。 ・母子生活支援施設への入所時に必要な健康診断費を必要に応じて補助します。
③民間住宅に関する支援	・「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」に基づき、民間賃貸住宅の確保に対する効果的な支援を検討します。

事業名	第４期計画
（２）経済・就労支援	
①ハローワークとの連携による就労支援	・就労訓練の情報を被害者等に提供します。また、手厚い支援が必要な被害者等に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行います。
②就労支援に関する情報提供の充実	・男女共同参画センターによる就労支援セミナーを開催します。 ・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「女性のための働き方相談」で、被害者等の気持ちや状況に寄り添いながら、働き方等についてアドバイスします。 ・被害者等の状況や希望に応じて、女性が就労するために必要な情報を提供します。
③母子・父子自立支援制度の活用	・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における給付金等を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行います。また、養育費確保支援補助金により、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援を行います。

④各種支援制度に関する情報提供	・被害者等に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、医療助成制度など、生活の安定や自立に向けた各種制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。 ・高齢者福祉、障害福祉、出産・子育てに関する制度など、被害者等の状況に応じた支援制度について情報提供を行うとともに、外国人やＬＧＢＴＱ＋など、多様な背景を持つ被害者等が必要な支援につながることができるよう、関係機関と連携して対応します。 ・犯罪被害等により生活上の困難を抱える方に対し、犯罪被害者等支援制度について情報提供を行い、必要な支援につなげます。

事業名	第４期計画
（３）こころと体への支援	
①公的機関、保健・医療機関との連携	・各保健・医療機関と連携体制を整備し、被害者等の状況に応じた心身のケアを支援する体制を強化します。
②被害者等のこころのケアに関する支援	・離婚の方法や婚姻費用分担請求等の手続きについての支援をし、被害者等の気持ちや意思を尊重しながら話を聞き、必要なこころのケアに関する情報提供を行います。 ・カウンセリングが必要な被害者等には、県実施のカウンセリング事業や医療機関等の情報提供を行います。
③こどものこころのケアに関する支援	・要保護児童対策地域協議会と連携し、心理相談員がこどもの面接を実施し、こどもの状況に応じた心のケアに努めます。 ・就学前のこどもやその保護者に対して、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行います。 ・教育相談センターの心理相談員による面談を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーが定期的に学校を訪問し、情報交換する中で、問題の早期発見・早期対応に努めます。 ・こどもの心理的なケアに対応できるよう教育関係者に対する研修を実施し、ＤＶや虐待に対する理解を促します。

事業名	第４期計画
（４）子育てへの支援	
①子育て支援に関する情報提供の充実	・家庭児童相談員等が家庭訪問や来所相談により、育児や生活全般に関する相談を行います。
②保育・就学等の行政サービスに関する支援	・認可の就学前教育・保育施設等の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略等、被害者等の状況に応じた支援を行います。 ・市内外の関係機関と連携を図りながら、速やかに就学の手続きが進められるよう、体制整備に努めます。